

青警本保第173号  
青警本生企第81号  
平成25年2月20日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

訪問購入に係る規制を盛り込んだ特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第59号。以下「改正法」という。）及び特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第32号。以下「改正令」という。別添1参照。）については、この度、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成25年政令第31号。別添2参照。）の制定により、本年2月21日から施行されることとなった。改正法及び改正令（以下「改正法等」という。）の趣旨及び内容等は以下のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

## 第1 趣旨及び内容

### 1 趣旨

昨今の貴金属価格の高騰に伴い、不意に自宅等を訪問した事業者によって強引に貴金属等を買取られる被害が急増したことを踏まえ、警察においては、消費者庁及び経済産業省とともに、これら事業者による強引な買取りの規制方法の在り方を検討したところ、買取りの対象物品が古物営業法（昭和24年法律第108号）上の「古物」に限られないこと、古物営業法上の行政権限行使の要件となる「盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれ」が認められにくい場合があること等が懸念されたことから、消費者委員会の提言により、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の改正によって訪問購入として規制されることとなり、改正法が平成24年8月10日成立し、同月22日に公布されたところである。

### 2 内容

#### (1) 訪問購入の定義及び規制対象物品

「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入をいう（改正法による改正後の特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第58条の4）。

同条は、原則として全ての物品を訪問購入に係る規制対象としているが、法の趣旨に鑑み、「売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる物品又はこの章の規定の適用を受けることとされた場合に流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品であつて、政令で定めるもの」を例外的に規制の対象から除外することとしている。これを受け、改正令による改正後の特

定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「令」という。）第16条の2においては6品目（自動車（二輪のものを除く。）、家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）、家具、書籍、有価証券並びにレコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物）が掲げられた。

(2) 新たに設けられる規制

ア 不当な勧誘行為の規制

(ア) 氏名等の明示義務

購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならないこととされた（法第58条の5）。

(イ) 不招請勧誘の禁止等

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をするなどしてはならず、また、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について再勧誘してはならないこととされた（法第58条の6）。

(ウ) 不実告知・重要事項不告知等の禁止

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘する場合等において、物品の性能、物品の購入価格等について不実のことを告げ、又は故意に事実を告げない行為をしてはならないこととされた（法第58条の10第1項、第2項及び第4項）。この規定に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されることとされた（法第70条）。

(エ) 威迫・困惑行為の禁止

購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させるなどのため、人を威迫して困惑させてはならないこととされた（法第58条の10第3項及び第5項）。罰則については(ウ)同様である。

イ 書面交付義務

購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結したとき等には、一定の内容を記載した書面を相手方に交付しなければならないこととされた（法第58条の7・第58条の8）。この規定に違反して、書面を交付せず、又は一定の内容が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、100万円以下の罰金に処されることとされた（法第72条第1項第1号）。

ウ クーリング・オフ規定等

購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結した場合における申込者又は契約の相手方は、購入業者から交付されたイの書面を受領した日から起算して8日以内であれば、当該申込みの撤回又は当該売買契約の解除を行うことができるとともに、引渡しの日日の定めがあるときにおいて、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができることとされた（法第58条の14・第58条の15）。

また、購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、クーリング・オフができない場合を除き、当該物品の引き渡しを拒むことができる旨を告げなければならないこととされた（法第58条の9）。

## エ 通知義務

購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合等の相手方から物品の引渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引き渡したとき（クーリング・オフ規定が適用されないときを除く。）は売買契約の相手方に、第三者に当該物品を引き渡すときは当該第三者に、それぞれ一定の事項を通知しなければならないこととされた（法第58条の11・第58条の11の2）。

## オ 一部適用除外

### （ア）招請勧誘の場合

訪問購入の定義に該当する場合であっても、消費者が自らの住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した場合については、氏名等の明示義務、勧誘に先立つ意思の確認義務及び再勧誘の禁止に係る義務以外の義務は課せられないこととされた（法第58条の17第2項第1号）。

### （イ）その他の態様

法第58条の17第2項第2号は、「購入業者がその営業所等の場所において物品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常売買契約の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるもの」を訪問購入の規制の一部適用除外とし、これを受けた令第16条の3は、現に店舗において購入を行っている購入業者がいわゆる「御用聞き取引」を行う場合（同条第1号）、「常連取引」の場合（同条第2号及び第3号）及び転居に伴う不要品処分の場合（同条第4号・特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成25年内閣府・経済産業省令第1号）による改正後の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第56条）をその態様として掲げている。これらの取引における購入業者の義務は、（ア）同様である（法第58条の17第2項第2号）。

## カ 監督

監督権限等の所要の規定が整備されるとともに、指示に違反し、又は法第66条第1項の報告をせず、若しくは同項の検査を拒んだ者等は100万円以下の罰金に処され、業務停止命令に違反した者は2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されることとされた（法第58条の12、第58条の13、第70条の2、第72条第1項第2号及び第10号等）。

## キ その他

訪問購入に係る契約が解除された場合における損害賠償額の制限等、民事手続に関する規定が整備された（法第58条の16、法第58条の24等）。

## 第2 留意事項等

### 1 捜査上の留意事項

改正法により、訪問購入についての不実告知・重要事項不告知、威迫・困惑行

為及び書面の不交付・記載不備・虚偽記載に対して罰則が設けられたが、上記の6品目を購入する場合は、「訪問購入」の定義に該当せず、罰則を適用することができない。

よって、訪問購入に関する法違反事件を捜査するにあたっては、法第58条の7又は第58条の8に基づく書面、写真、被害者の供述等から訪問購入の対象物品を確認し、当該物品が上記6品目に該当していないかどうかを判断されたい。また、訪問購入に関しては、110番通報等を端緒とした急訴事案も想定されることから、各種教養の機会を通じて地域警察官等に対しても規制対象外の物品があることを周知徹底されたい。

## 2 その他の留意事項

### (1) 悪質な購入業者への対応

法第60条に基づいて何人でも適当な措置をとるよう申出を行うことができる旨定められていることから、罰則が設けられていない違反行為を繰り返す悪質な購入業者に対しては、警察においても当該制度を積極的に用いることで、報告徴収、立入検査、指示、業務停止命令等の権限行使を促されたい。この場合において、原則として、申出書（別記様式）の申出者欄には警察本部所属長名、申出先欄には都道府県知事名を記載して（令第19条第4項参照）、都道府県知事部局消費者安全部門に送付することとなっているので、事案認知の際は、本部保安課と調整の上、積極的な申出を行うこと。

また、一の都道府県の区域を超える購入業者の業務に係る申出については、申出先欄に経済産業局長名を記載して、管轄の経済産業局消費者安全部門宛てに送付することとなっているので、この場合も本部保安課と調整を図ること。

### (2) 古物商への指導等

古物営業法においては、古物商が行商により取引の相手方の住所又は居所において古物を買受けることを認めているところ（同法第14条第1項）、改正法等の施行後、古物商が取引の相手方の住所等を訪問して古物（令第16条の2各号に掲げられた物品を除く。）を買受ける場合、古物営業法上の規制に加え、新たに訪問購入に係る規制が課され得ることとなる。

管下の古物商に対しては、各種講習会や手続の際に、別添3の広報資料を用いるなどして改正法等の内容を周知するとともに、法が規定する事業者としての義務を履行するよう指導を徹底されたい。

### (3) 相談への対応

特定商取引に関する法律の訪問販売に係る相談については各部門連携の下、真摯に対応するよう求めているところ、訪問購入に係る相談についても改正法施行後は同様の対応をとるとともに、「消費者ホットライン」等の消費者相談窓口の電話番号を教示されたい。

本件担当：保安課指導係  
生活安全企画課営業係

# 申 出 書

年 月 日

殿

氏名又は  
名 称

印

住 所

電話番号

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適当な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

## 記

### 1. 申出に係る事業者

所在地：

名 称：

### 2. 申出に係る取引の態様

### 3. 申出の趣旨

### 4. その他参考となる事項

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十二号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の四、第五十八条の十七第二項第二号、第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第二項、第六十八條並びに第六十九条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「この条」の下に「及び第十六条の三第四号」を加える。  
第十六条の二第三号中「当該商品」の下に「若しくは物品」を加え、同条を第十六条の四とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（法第五十八条の四の政令で定める物品）

第十六条の二 法第五十八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 自動車（二輪のものを除く。）
- 二 家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）
- 三 家具
- 四 書籍
- 五 有価証券
- 六 レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物

（適用除外される訪問購入の取引の態様）  
第十六条の三 法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

- 一 現に店舗において購入を行っている購入業者（次号及び第三号において「店舗購入業者」という。）が定期的に住居を巡回訪問し、物品の売買契約の申込み又は売買契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う購入
- 二 店舗購入業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一号に掲げる行為がなかつたもの）に限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入
- 三 店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一号に掲げる行為がなかつたもの）に限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入
- 四 通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合において、その売買契約の相手方が購入業者の営業所等以外の場所における取引を誘引することにより行われる購入

購入業者

- 一 当該購入業者が訪問購入に係る売買契約の締結について行う勧誘に関する事項
- 二 当該購入業者が受ける訪問購入に係る売買契約の申込み又は当該購入業者が行う当該売買契約の締結に関する事項
- 三 当該購入業者が締結する訪問購入に係る売買契約の内容及びその履行に関する事項
- 四 当該購入業者が受けた訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は当該購入業者が締結した訪問購入に係る売買契約の解除に関する事項
- 五 当該購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の第三者への引渡しに関する事項

第十七条の二の表中

<p>業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者</p>	<p>業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者</p>	<p>その者が締結する当該業務提供誘引販売取引に係る業務を提供する契約の内容及びその履行に関する事項</p>
	<p>購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の引渡し（法第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合におけるものを除く。）を受けた第三者</p>	<p>その者が引渡しを受けた当該物品の引渡しに関する事項</p>

は業務提供誘引販売取引の相手方」を「業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方」に改める。

第十九条第一項中「及び第五十七条」を、「第五十七条、第五十八条の十二及び第五十八条の十三」に、「又は業務提供誘引販売業を行う者」を、「業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改め、同項ただし書中「若しくは業務提供誘引販売取引」を、「業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引」に改め、同条第四項中「及び業務提供誘引販売取引」を、「業務提供誘引販売取引及び訪問購入に係る取引」に、「又は業務提供誘引販売業を行う者」を、「業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改め、同条第七項中「第五十七条」の下に、「第五十八条の十二、第五十八条の十三」を加える。

第二十条第一項に次の一号を加える。

四 法第五十八条の十二、第五十八条の十三、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で訪問購入に係る取引に関するもの 当該購入業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

第二十条第二項第一号中「第五十七条」の下に、「第五十八条の十二、第五十八条の十三」を加え、「又は業務提供誘引販売取引」を、「業務提供誘引販売取引又は訪問購入に係る取引」に、「又は業務提供誘引販売業を行う者」を、「業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改める。

附 則

この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
経済産業大臣 茂木 敏充

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十一号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年二月二十一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 茂木 敏充



# ご存知ですか？訪問購入のルール

特定商取引法の一部が改正され、自宅での買取りのルールが変わります

## 1. 不招請勧誘の禁止

訪問購入について、飛び込み勧誘は禁止となります。また、消費者から「査定」の依頼があっても、「査定」を超えた勧誘をしてはいけません。



## 2. 勧誘目的の明示

勧誘に先立って、事業者名や勧誘する物品の種類などを明示しなければなりません。



## 3. 再勧誘の禁止

消費者から勧誘の要請を受けて訪問しても、勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があるかを確認しなければなりません。また、一度取引を断った消費者への再勧誘は禁止されています。

## 4. 書面の交付義務

物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された書面を交付しなければなりません。



## 5. 引渡しの拒絶

消費者はクーリング・オフ期間中（4.の書面交付から8日以内）物品の引渡しを拒むことができます。また、迷惑をかけるような方法等で同期間内に引渡しをさせること等は禁止されます。



## 6. クーリング・オフ

4.の書面交付から8日以内であれば、売主たる消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約の解除が可能です。



## 7. クーリング・オフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務

クーリング・オフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合、第三者にクーリング・オフの対象物品であることなどを書面で通知しなくてはなりません。また、元々の売主である消費者に、第三者への引渡しに関する事項を通知しなくてはなりません。



→ その他、不実告知、迷惑勧誘等に関する規制があります。

→ 違反事業者は行政処分（業務停止命令等）や罰則の対象となります！

# 適用除外となる商品、取引態様



自動車  
(2輪のものを除く。)



家具



家電  
(携行が容易なものを除く。)



本、CDやDVD  
ゲームソフト類



有価証券



- ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- ・いわゆる御用聞き取引の場合
- ・いわゆる常連取引の場合
- ・転居に伴う売却の場合

※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されません。

法改正について、  
もっと詳しくお知りになりたい方へ

消費者庁では、No!トラブルのための情報サイト

**消費生活安心ガイド**

[www.no-trouble.jp](http://www.no-trouble.jp)

において、今般の法改正の内容や説明会の資料など、  
法改正についてよく知るために必要な情報を提供しています。  
詳しく知りたい方は、同サイトをご利用ください。

法解釈等に関するご質問は消費者庁・各経済産業局で受け付けています。

消費者庁取引対策課 TEL : 03 (3507) 9213  
北海道経済産業局消費経済課 TEL : 011 (709) 1792  
東北経済産業局消費経済課 TEL : 022 (221) 4917  
関東経済産業局消費経済課 TEL : 048 (600) 0405  
中部経済産業局消費経済課 TEL : 052 (951) 2560  
近畿経済産業局消費経済課 TEL : 06 (6966) 6027  
中国経済産業局消費経済課 TEL : 082 (224) 5671  
四国経済産業局消費経済課 TEL : 087 (811) 8526  
九州経済産業局消費経済課 TEL : 092 (482) 5459  
沖縄総合事務局経済産業部商務通商課 TEL : 098 (866) 1731